

日本福祉大学中央福祉専門学校

言語聴覚士科

本学科は**専門実践教育訓練給付金**および**教育訓練支援給付金**の指定講座です。

教育訓練給付制度とは

教育訓練給付制度とは、働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的に、雇用保険制度の一環として行われている給付制度です。自ら費用を負担して厚生労働大臣の指定を受けている講座を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）がハローワーク（公共職業安定所）から支給されます。

対象者

一定の条件を満たす**雇用保険の被保険者（在職者）**又は**被保険者であった方 離職者（原則、離職後1年以内 ※1）**

※1 離職した日から1年以内に妊娠、出産、育児等の理由により、連続して30日以上、対象教育訓練の受講を開始することができない日がある場合には、「離職後1年以内」の適用対象期間の延長が認められます。

【重要】受給資格の詳細や手続きはお住まいの地域のハローワーク窓口でご確認ください

受給額

専門実践教育訓練給付金 学費の最大80%（年間上限等あり）

・2年間の学費220万円のうち**最大で128万円**が受給できます。

内訳：在学中 年間40万円×2年＝80万円

卒業後1年以内に国家資格を取得して就職した場合 追加 32万円

卒業後1年以内に国家資格を取得して就職した際、受講開始前と比較して5%以上賃金が上昇した場合 追加 16万円

教育訓練支援給付金

教育訓練給付金の受給者のうち一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の日額の60%に相当する額が支給されます。

専門実践教育訓練給付金に関する情報は、厚生労働省のウェブサイトから調べることができます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html
ハローワークへの給付申請は、原則、受講開始2週間前までのため、早めの入試出願をお勧めします。



お問合せ

日本福祉大学中央福祉専門学校

〒460-0012

愛知県名古屋市中区千代田三丁目27-11

電話：052（339）0200

電子メール：chuo@ml.n-fukushi.ac.jp

